

平成 29 年度 第 3 回仙台市景観総合審議会屋外広告物部会 議事録

日 時 平成 30 年 3 月 12 日 (月) 14 : 00~15:20

会 場 仙台市役所本庁舎 6 階 第 1 会議室

出席委員 杼窪 昌之委員、並木 直子委員、馬場 たまき委員、
宮原 博通委員

事務局 都市整備局計画部都市景観課
青葉区街並み形成課 街並み係長
宮城野区街並み形成課 街並み係長
若林区街並み形成課 街並み係長
太白区街並み形成課 街並み係長
泉区街並み形成課 街並み係長

1. 開会

- 宮原部会長 ・議事録署名人は、私と、馬場委員にお願いいたします。
・本日の審議事項は「屋外広告物条例の特例許可の取り扱い」となります。
この特例許可というものをうまく運用していくことが都市の魅力づくり
にもかかわっていくのだろうと思っております。
・本日も忌憚のない皆様のご意見をいただきたいと思えます。よろしくお
願いいたします。

2. 議事 屋外広告物条例の特例許可の取り扱いについて

- 宮原部会長 ・前回の部会での意見を踏まえて、実際の運用や部会の役割の整理につい
て事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (説明)

- 宮原部会長 ・屋外広告物条例の特例許可の取り扱いについて、判断の基本的な考え方
として、フローチャートを再整理し、特例許可のケーススタディを幾つ
か示していただきました。
・特に特例許可の取扱いのフローチャートが今後ここで検討され、機能と
してきちんと発揮されるべきで、事前相談、事前協議から特例許可申請
に至るまでの間のこの入り口部分、いい意味での景観形成を誘導してい
くところが重要で、景観アドバイザー制度の活用、これも大変重要な意
味を持つという気がします。

杼窪委員 ・この部会は屋外広告部会ですので、景観関係の方と、それから資格のある屋外広告の専門の方、デザイン専門の方、そのような複数の3者ぐらいの方々にやるべきだと思います。市役所職員の方だけとか、広告物の専門家だけ、デザインの専門家だけというのでは偏りが起こるのではないかと思います。屋外広告物業界の宣伝をするわけではありませんが、屋外広告物の資格者としては、国家認定資格の屋外広告士がごいます。

・それと、先ほどの説明の中で、フラッグや、公園内のスターボックスはイメージが湧きますが、今現在行われている泉中央のペDESTリアンデッキの下とか、JRの壁面広告の事例はいま一つイメージが湧かないと思いました。

都市景観課長 ・泉中央は、以前バイク置き場だったところを一部削って三角の広場空間をつくりました。そこにテーブルや椅子を置いて、周りにキッチンカーなどを置き、パンを食べたり、休んだりという空間にしている、少しずつ変わろうとしています。その場所に、茶色い柱が建っているのですが、少し殺風景ではないかということで、もう少しきれいな感じにイメージアップを図ろうというのが泉中央です。

・横浜市のJRの事例は、駅ビル工事の仮囲いについて、仮囲いの白い壁がつながるよりは、横浜をイメージするいろいろな言葉などが書かれているようなものを設置することにより、賑わいが創出されたり、殺風景さを解消するというので、本来であれば仮囲いの10分の3までしか表示できないものを、特例許可により仮囲い全面に表示を認めたという事例でございます。

宮原部会長 ・泉中央については、もともとこの柱に広告物を巻くことは想定していませんでしたから、照明が伴っておらず、ここを歩いていると非常に暗い感じがします。まちのイメージアップや活性化というように、その空間をおしゃれな広告物によって雰囲気を醸し出していこうとするならば、照明計画とか、それをよく見せるための仕掛けというのが設備的に必要になってくると思いますので、広告物そのものではありませんが、より引き立てる照明等の仕掛けも必要だと思います。

杼窪委員 ・JR仙台駅の1階タクシー乗り場に同じ柱がありますが、そのイメージでしょうか。

- 都市景観課長 ・ 地下鉄仙台駅や勾当台公園駅で、柱に広告を出しています。イメージ的にはあのようなイメージです。
- 杼窪委員 ・ アドピラーといわれるものですね。
・ 宮原部会長から話がありましたように、ただ明るい色というより、もともと暗いので、ライティングを考えないと、逆の効果が出るかもしれないですね。
- 都市景観課長 ・ 泉中央では、LED照明に交換しているので、幾分明るくなっていますが、まだ賑わいはできていないと思っているので、広告物も含めた広場の使い方などを泉中央の活性化協議会とお話し合いをしていきたいと考えております。結局、多くの人に来てもらわないことには広告としての価値が減ってしまいますので、相乗効果を生むためにも人に来てもらえるような社会実験をしていきたいと考えております。
- 杼窪委員 ・ 単純な疑問なのですが、ケース5の横浜市の仮囲いの場合、これはJRで考えたのでしょうか。
- 事務局 ・ 設置者はJRです。
- 杼窪委員 ・ 写真を確認しますといくつかの企業名が書いてありますが、これらの企業が費用を出していたとなると、JRの子会社の広告収入になっているだけではないかもしれませんね。そのあたりも考えないと、不平等さが出てくるのではないかと思います。
- 景観係長 ・ この件につきまして、実際この資料を使うに当たり横浜の担当の部署にいろいろ確認しましたので、一企業が営利のために出すのをメインとするのか、イメージアップにつながれば多少JRに収入が入ってもよいという考えなのか、確認いたします。
- 杼窪委員 ・ 往々にして収入だけを目指してということも無きにしもあらずでしょうから。
- 都市景観課長 ・ 仮に収入があったとしても、それを何らかの形で地域に還元するとか、何かそういったことに使われるのであれば、そのような事例もありかとは思いますが。

- ・単なるJRの収入になるのでは、難しいという気はします。
- 梶窪委員 ・ 広告料ですが、仙台駅はかなり高額なので、横浜駅はより高額ではないかと思います。
- 都市景観課長 ・ 公益性とかそういったものも踏まえて検討していきたいと思います。
- 馬場委員 ・ 確認としまして、特例許可の条例上の位置づけで、第10条、第12条とございますが、第12条はわかるのですが、第10条の許可基準に適合しない場合というのは幾つかあると思うので、お聞きしたいです。
・それからこの関連で、広く誘導していくのか、それとも申請があったものに関して審議をして認めるという割と狭い範囲で宣伝をしているのか、そのあたりはいかがでしょうか。
- 都市景観課長 ・ 許可基準では、例えば先ほどの横浜市のピカチュウのイベントの事例ですと、取り扱い上は広告板という扱いになり、面積は75㎡以下で高さ15m以下しかできませんが、実際ピカチュウが20m近くで、全体の表示面積は100㎡とか200㎡とかの大きさになります。結構なインパクトがあり、子どもたちが喜んで、賑わいの演出にもなっていく。みんなが認めてもいいのではないかというものについては、たとえ基準を超えても認めるというのが第10条の許可基準に適合しないものになります。
- 馬場委員 ・ 主にサイズですか。
- 都市景観課長 ・ 主にサイズになります。先ほどのプロジェクションマッピングですが、許可基準では投影面積は壁面の3分の1までしか出せません。それを、せっかく見せるのであれば、もっと大きく壁面全体を利用して見せても良いのではないか、というのが許可基準に適合しないというケースになります。特例許可を積極的に広く普及するというつもりはなくて、どうしてもルールや世の中の流れに追従できていないものが出たときに、先ほどの4つのルールに当てはまるものであれば特例許可を使って許可するというものです。以前にもご説明しましたが、広告付バス停上屋について、側面の3分の1を超える大きさの広告物がついています。それはエムシードゥコー(株)がバス停上屋を設置して、広告収入を得てバス停上屋の清掃などの管理に充てているということで、最初は特例許可で扱いましたが、その後、基準をつくりました。このように、その特例許可

において、繰り返しになる場合は、それに合わせて基準をつくっていく事になると思います。今後、状況によっては特例許可で進めるべきなのか、基準を見直すべきなのか、これから検討する必要があると思います。

宮原部会長 ・ 公共施設の公園緑地など、管理運営委託をしていくというようなことに伴い、企業名を出したり、また新たな広告物ができたりとか、今後そういう流れにもなっていくことが十分予測される場面もありますから、その都度ということになっていきますね。

景観係長 ・ 補足しますと、時代に応じていろいろ制度は変わってきているので、なるべく対応していくということになります。新しい技術でプロジェクトンマッピングへの対応について、国交省でもガイドラインをつくっていることもありますし、宮原部会長からお話がありました公園なども、榴岡公園の民間施設の導入という話であったり、荒井の公園ではスポーツ施設が入ったり、西公園でも何かやっついこうとか、そういういろいろな動きがあります。また、エリアマネジメントの取り組みであれば中心部のアーケード商店街が国家戦略特区によって、今まで個別の商店街が行っていたものを連携していくという取り組みがあります。泉中央も同じですが、いろいろな法律や制度が変化しているなかで、屋外広告物条例の規定が追いつかないということに対して、その都度条例改正するのは大変ですので、特例許可などを活用しながら個別に判断していく枠組みを設けたいということです。

並木委員 ・ アドバイザー制度ですが、どのぐらいのことをやっていくのか、許可申請前のところをより明確に整理されるといいかと思います。申請者側で何を用意したらいいのか、例えば、申請と一緒にデザイン案みたいなものも一緒に出したほうがもしかしたらいいのかもしれません。ここがしっかりしているとそれ以降の特許許可申請はスムーズにいけると思います。また、実際に部会で判断するときには何か点数をつけたりするのか、どのように判断していくのかということも気になります。印象などだけで判断するわけにいかないと思います。

宮原部会長 ・ 要件を満たしているか、そして、その度合いですよね。それが初期の段階、あるレベルにその状態があって、それで申請にたどり着くことをきちんとやっておけば軸もぶれないと思います。あとはその4つの必要な事項に照らして、評価の基準、点数といえは点数なのかもしれません

が、ある基準を満たしているかということのを照らし合わせて、委員の方たちの中で議論していくことだと思います。

- 都市景観課長
- ・まず、必要性について、合致しているかどうかを部会に確認していただきたいというのがあります。
 - ・景観への影響と安全性については、いろいろご意見をいただきますが、最終的には我々に委ねていただいて、我々が事業者とやりとりし、妥当性を判断していくという流れになるかと思います。
 - ・その際に、付帯委員のご指摘の屋外広告士などの有資格者については、我々で確認して報告できると思います。
 - ・また、景観への影響については、現況の写真の中に広告物を置いてみるというシミュレーションをつくっていただこうと思っています。近景、中景、仙台の主要な視点場から見たときに、どのように映るのかを検証して、部会で議論していただくに値するとなった時点で審議していただき、ご意見をいただきたいと考えております。

- 宮原部会長
- ・どう見えるかという部分は、多くのビジュアルソフトで画面の上で確認することがたやすくなってきているので、それをもとに議論をすれば、密度の濃い形が展開できると思います。

- 景観係長
- ・今の件で確認ですが、特例許可の必要性として考え方が4つあり、この4つの考え方を公表して示すわけですが、部会や我々行政で確認するときに、例えば地域のまちづくりへの還元ということであったら、その先にもう少し具体的にどういうものか、判断のためのものがあつたほうがよいということでしょうか。公表の先の部分にはなりますが、例えばここに書いてあるまちのイメージアップ・活性化という言葉だけだとなかなか判断しづらいので、イメージアップとか活性化とはどういうものかとか、その辺りをもう少し整理したほうがよいということでしょうか。

- 並木委員
- ・言葉だけだとわからないところもあるので、今言ったように見える化されているものと考え方がセットになっているのいいのではないかと思います。

- 馬場委員
- ・細かいことですが、資料1-2のチェックリストについて、これはリストというより書き込むようなイメージですが、ご説明の中で、特例許可の必要性の中で4つのうちどこに該当するかという話がありましたが、

4つ全て書き込む必要があるのでしょうか。

都市景観課長 ・ ケースによって1項目だけの場合は1つの書き込み、4項目全て当てはまる場合は4つの書き込みとなります。そのケースごとに考え方を説明していただくことを想定しています。

馬場委員 ・ 書き込み量が多ければ通りやすいとか、そういったようなことでもないということでしょうか。

都市景観課長 ・ 項目数や書き込み量ではなくて、考え方の説明と申請内容を照らし合わせたときに、どれだけ意義があるものなのかを判断していくことになると思います。

宮原部会長 ・ 例えば、期間限定のあるプロジェクトで特例許可を申請しようという試みがあった際、公益性・社会貢献に資するし、まちのイメージアップ・活性化にも資するということをしっかり伝えたいとなった際、このチェックシートだけにおさまらず、別の資料や映像を用いて、一生懸命説明して意を尽くすということがあると思います。チェックする側も広く捉えてそれを了解するということもあるでしょうし、このシートの枠だけにとらわれないで、逆にとらわれないでやらざるを得ないこともあるだろうなど、そんな気もします。

・ 本日これについていただいた意見と、それから本日欠席の舟引委員にも事務局で説明すると聞きましたので、調整いただいて、また、ケーススタディもさらに検討していただければと思います。

3. 報告事項
事務局 (説明)

宮原部会長 ・ 屋外広告物は良好な景観形成と、それから安全性、すなわち公衆に対する危害防止という点もあるわけですが、屋外広告物の安全対策の取り組みについて、昨年に条例改正を行なったことも含めた説明内容でした。

杼窪委員 ・ 今説明されたとおりですが、業界ではそれに対応するために一般社団法人日本屋外広告業団体連合会と公益社団法人日本サイン協会の2者で、屋外広告物点検技能講習会を全国的に始めており、点検するためのスペシャリストの準備ができております。所有者、オーナーさんにこの話が

徹底されていれば、この資格証を持っている者が広告物を見れば、このままで大丈夫なのか、だめなのか、それを点検できるという対応がとれます。

- ・それと、本当に申しわけないですが、先ほど説明のあった安全対策の取り組みで、仙台市と提携して行っている広告物の安全点検まち歩きは、あくまで我々業界が善意でやっており、高所作業車も我々の業界で準備したものです。我々も商売ですから善意だけではやっていけませんので、しっかりとした予算づけしていただければ安全対策に対して業界も安心して取り組みます。

宮原部会長 ・仙台市の条例が改正されて、よりそれを安全に強く取り組んでいくということなわけですから、当然その法律に基づいてかかるものというのは仙台市持ちということになるわけですよ。

杼窪委員 ・そこまでいかなくても、オーナーさんが出してくれればいいのですが。

宮原部会長 ・その点検にかかる作業ですね。

杼窪委員 ・広告物の安全点検まち歩きは皆さんへの注意喚起、PRも兼ねてやっているのですが、基本的には何ら予算もつかない中でやっているということです。安全点検は、基本的にはオーナーさんがお金を出す話であり、仙台市が出せばいいというものではないですが、ただPRのための年1回のこういう活動については、みていただければということです。業界はもう全国的にこの対応にはしております。

宮原部会長 ・景観行政を進める中で、市が安全確保のために調査するとかという部分も本人持ちと行政の大所高所から見て捉えるためのものだと思いますので、なかなか線引きは難しいかと思いますが、何らかのものは必要なのでしょうね。

都市景観課長 ・定禅寺通とその周辺は広告物モデル地区という地区指定をしています。屋外広告物に対する制限や基準を設けていて、地元の人たちからも協力していただいている地区ですので、市も一定程度、安全を確認する必要があるということで、本来であれば所有者が自ら安全点検しなければならない義務ではありますが、市の業務委託という形で定禅寺通広告物モデル地区を点検させていただきました。

- ・今年も点検の予算がついているので、また別な広告物モデル地区で点検していきたいと考えています。官民挙げて合同で行うことも大切に思っておりますが、宮城県屋外広告美術協同組合さんとの広告物の安全点検まち歩きは仙台市がお金を出すのは厳しいと思っています。

杼窪委員 ・オーナーさんにPRするという、そういう形で官民挙げてやるのはテレビのニュースでも取り上げられ、それだけでもPR効果はかなりあるかと思えます。

馬場委員 ・大変ありがたい活動だなと思ってお聞きしていました。今回15件あった中で、詳細調査を行ったのは5件ということですが、残り10件は今回は詳細はやらないというふうにオーナーさんがおっしゃったのでしょうか。また、新規でつくる場合には何かこれまで以上の基準で今後誘導していく可能性はあるのでしょうか。

都市景観課長 ・最初のご質問ですが、所有者の方には詳細点検が必要ということをお伝えした上で、同意を得られた5件について実施いたしました。
・1件ですが、自分で撤去された方もいました。残りの方々は何らかのタイミングで詳細点検していただき、必要であれば東北ネオン電気事業協同組合さんとか宮城県屋外広告美術協同組合さんといった業界団体を紹介させていただくことをお話ししてきているところです。

杼窪委員 ・札幌の件を説明しますと、継続申請を出した際、点検した方が広告物の専門業者ではなくて、札幌の屋外広告物講習会を終えたビルの管理会社の方と聞いております。30キロの重さの広告物が落ちて、ブラケットという広告物を支える部分が女性の頭上に落ちました。もうあれから3年近く経ちますが、いまだに意識不明ということです。業界も国交省もこのことを重く見て、国交省からは至急、広告物に関して点検をなさいということになりました。
・新設の4m以上の広告物は建築基準法の確認申請が必要で、構造計算も審査されているので比較的問題になりませんが、問題は継続許可申請の広告物です。全国的に調べたら、1年間における落下事故は結構な数がありました。札幌市の事故のあった場所は、歩行者が多い場所だったので事故になったわけですが、歩行者が少ないところでの落下事故はわからないだけで、実際は落下しているということも考えられます。

宮原部会長 ・先ほど事務局からのお話もありましたが、今後、官民合同での広告物の安全点検まち歩きや市での広告物の点検を続けていかれるということですので、業界団体と行政が一体となって引き続き進めていただけたらと思います。

4. 閉会